

て、軌道条例にもとづいて内務大臣の特許を受け一般運輸の業を営もうとする者は、通信大臣の許可をも受けなければならないと規定された。同年12月内閣に鉄道院が設置されたことによって、通信省における軌道所管事項は同院に移管され、主管大臣も内閣総理大臣および内務大臣に変更された。鉄道院は大正9年鉄道省官制の制定により廃止されて、軌道は内務大臣および鉄道大臣の所管となった。上記のように数次にわたる行政機構の改変はあったが、軌道法制定以後は軌道の監督行政の主管は運輸大臣および建設大臣の共管となって現在に至っている。その後軌道法は6回にわたって改正されたが、いずれも小部分にとどまり、最近の改正は商法改正に伴うもの、地方鉄道法改正に伴うもの等である。

2 内 容

(1) 適用範囲 この法律は一般交通の用に供するため敷設する軌道に適用され、一般交通の用に供さない軌道に関する規定は別に内務省令で定められている(第1条)。

(2) 道路上敷設の原則 軌道は地方鉄道と異なり動力および軌間の制限はないが、特別の事由ある場合を除き道路に敷設するのが原則とされている(第2条)。

(3) 事業の特許 軌道を敷設して運輸事業を営もうとする者は、起業目論見書、線路予測図、建設費概算書等を提出して、運輸大臣および建設大臣の特許を受けることを要する(第3条)。

(4) 工事施行の認可 特許を受けた軌道経営者は、線路実測図、工事方法書、建設費予算書等を提出して、運輸大臣および建設大臣の工事施行認可を受けることを要し、これによって線路の起終点、経過地、諸建造物等の具体的設計が確定する(第5条)。

(5) 道路占用の許可等の擬制 特許を受けた軌道経営者は、軌道敷設に要する道路の占用について道路管理者の許可または承認を受けたものとみなされ、また工事施行の認可を受けたときは、道路に関する工事について道路管理者の許可または承認を受けたものとみなされるが、この点は道路法(昭和27年法律第180号)の特則をなしている(第4・6条)。

(6) 軌道敷地の道路敷地への充用 道路管理者は道路の新設または改築のため必要があると認めるときに、軌道経営者が設けた専用の軌道敷地を無償で道路敷地に編入することができるが、この点は例外的に道路外敷設を認められた者の受忍義務である(第9条)。

(7) 運輸の開始 軌道経営者が運輸を開始するには、軌道を敷設する地の都道府県知事の認可を受けることを要する(第10条)。

(8) 運賃および料金の制定 軌道経営者は旅客および荷物の運賃その他運輸に関する料金(たとえば定期乗車券の書替手数料、一時預料金等)を定めて、運輸大臣の認可を受けることを要する(第11条)。

(9) 運転速度および度数の制定 軌道経営者は運転速度および度数を定めて運輸大臣(現在は都道府県知事にその職権を委任)の認可を受けることを要する(第11条)。

(10) 合併・譲渡等の制限 軌道会社の合併、軌道の譲渡、事業もしくは運転管理の受委託等は、運輸大臣および建設大臣の許認可を要する(第15・16・22条)。

(11) 軌条関係部分の道路の維持修繕 軌道経営者は軌条間の全部およびその左右各2尺をかぎり、道路の維持および修繕をなすべき義務を負っている(第12条)。

(12) 監 査 運輸大臣および建設大臣または都道府県知事

は、監督上必要があると認めるときは、監査員を派遣して軌道の設備、事業の状況等を監査させることができる(第13条)。

(13) 買 収 地方公共団体が、公益上の必要によって軌道の全部または一部を買収しようとするときは、軌道経営者はこばむことができない(第17条)。

(14) 罰 則 軌道経営者が法令違反等をなしたときは、運輸大臣および建設大臣は、取締役の解任、特許の取消等の行政罰を加えることができ、また無特許営業者等に対しては罰金刑が課せられる(第27・28条)。

(15) 無軌条電車 この法律は一般交通の用に供する軌道に準ずべきものに準用され、無軌条電車(トロリーバス)がこれに該当している(第31条)。

(16) 国による軌道の経営 国が軌道事業を営もうとするときは、当該官庁は運輸大臣および建設大臣に協議すれば足りる(第31条)。

(17) 本法により発する命令 この法律にもとづいて制定された命令にはつぎのものがある。① 軌道法施行令(昭和28年政令第258号) ② 軌道法施行規則(大正12年内務省・鉄道省令) ③ 軌道法第1条第2項ノ規定ニ依ル一般交通ノ用ニ供セザル軌道ニ関スル件(大正12年内務省令第45号) ④ 軌道法の規定による主務大臣の職権を都道府県知事に委任する政令(昭和28年政令第257号) ⑤ 軌道建設規程(大正12年内務省・鉄道省令) ⑥ 軌道運輸規程(大正12年鉄道省令第4号) ⑦ 軌道運輸規程第2条第2項の特例に関する件(昭和22年運輸省令第16号) ⑧ 軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号) ⑨ 軌道係員規程(大正12年鉄道省令第6号) ⑩ 軌道業会計規則(大正12年鉄道省令第7号) ⑪ 軌道運賃割引規程(昭和10年鉄道省令第2号) ⑫ 軌道に準ずべきものを定める件(昭和22年運輸省・内務省令第2号) ⑬ 無軌条電車建設規則(昭和25年運輸省・建設省令第1号) ⑭ 無軌条電車運転規則(昭和25年運輸省令第92号)。

昭和32・7・1現在軌道法の適用を受ける事業者数は59、開業線1,627.3kmとなっている。

参考文献 大山秀雄・壺田修共著 鉄道監督法規論。堀江貞男著 地方鉄道軌道企業及運営指針。(石川武徳)

きどうほしゅ 軌道保守 軌道(構造上の)を一定の整備標準(鉄道建設規程および軌道整備心得など)により、欠点のない状態に保持すること。

軌道は列車または車両の運転および風雨雪等の影響を受けて、狂いを生じたり損傷したりするものであるから、つねにこれを修理して欠点のないように保守してゆく必要がある。単に軌道といえは路盤面以上の構造物すなわち軌条・枕木(まくらぎ)・道床などから構成された部分を指すのであるが、一般に軌道保守といえは、軌道およびこれに直接付帯する路盤・建造物の保守を意味する。したがって軌道保守は狭義の保線または保線作業とだいたい同意義である。(伊地知堅一)

きどうほしゅ ていかしすう 軌道保守低下指数 鉄道管理局総合能率監査における能率監査項目は作業能率、収支能率、保全能率の3項目であるが、この保全能率のなかに軌道保守低下指数がある(昭和27・8から実施)。これは線路検査報告による四半期ごとの*軌道狂指数Pの実績値と、その鉄道管理局の標準値とによりつぎの式で算出したもので、軌道保守状態の向上または低下度合の成績評価の指数である。計算式

$$1 + \frac{\text{実績値} - \text{標準値}}{40 - \text{標準値}}$$

ただし月別の計算は当該期の実績値が報告されるまでは、前